

令和3年八千代市農業委員会

第4回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和3年八千代市農業委員会第4回総会議事日程

開催日時	令和3年4月6日(火)午後1時30分～午後3時35分
開催場所	八千代市役所別館2階 第1・第2会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第5号, 報告第1号～第4号)
日程第3	議案審議及び採決

## ◆議 題

議案第1号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の件
議案第2号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第3号	農地法第3条の件
議案第4号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
議案第5号	八千代市農業委員会活動の点検・評価及び活動計画等の策定の件
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	会長決裁事項の報告 農地法第18条の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第4号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

## ◆出席農業委員 (14名)

1 市川和彦	2 黒崎玲子	3 島村隼人
4 鈴木正範	5 安原清	6 將司実
7 加茂太郎	8 佐藤孝之	9 花島淳
10 立石勝則	11 稲垣哲也	12 間野惠一
13 齋藤孝一	14 小名木伸雄	

## ◆出席農地利用最適化推進委員 (13名)

1 黒澤京子	2 小林正樹	3 立石猛
4 綱島和朗	5 吉橋清一	6 鈴木美登
7 志田啓佑	8 戸田真一	9 長岡勇
10 立石秀夫	11 中臺保美	12 今井茂

13 櫻井正浩

◆事務局（5名）

局長 村田 順儀

主任主事 樽見 侑樹

次長 小林 直樹

主事 柳田 惇

主査 中尾 通彦

## ◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>議事に入る前に私から一点申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策として、会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただきますようお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、</p> <p>農業委員は14名中、14名であり、推進委員は13名中13名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年八千代市農業委員会第4回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>◆日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>6番 将司委員、7番 加茂委員、両委員にお願いします。</p>
議長	<p>◆日程第2、議案第1号から議案第5号及び報告第1号から報告第4号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配布してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>◆日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>●議案第1号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の件、1番について、申請人にお越しいただいておりますので、入室願います。</p> <p>【1番 申請人入室】</p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>

申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（1番）
局長	<p>本件は、3月30日、地区担当の吉橋推進委員、4月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の1ページをご覧ください。吉橋花輪向の畑5筆で、花輪橋の東約200メートルに位置しています。また、本日配布しました、右上に「別紙 議案第1号航空写真」と記載のある資料を併せてご覧ください。</p> <p>現地調査の結果、現地は牛舎の跡地となっており、現地調査結果報告書のとおり非農地との判断です。</p> <p>申請理由は、登記地目が畑のままになっていますので、登記地目を現況に正したいとのことから、非農地の証明をもって地目変更登記をしたいとのことです。</p> <p>農地でなくなった時期については、昭和62年6月頃に現在の牛舎が建築されたとのことです。</p> <p>20年以上前の航空写真の提出を求めたところ、平成12年の航空写真で非農地であったことを確認しています。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>5番 吉橋推進委員どうぞ。</p>
吉橋推進委員	<p>5番 吉橋です。</p> <p>去る3月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地はお手元の資料の航空写真のとおり、牛舎となっており、非農地として判断しております。</p> <p>事務局から説明があったとおりですが、現況が農地以外の土地になっていることが明白であり、20年以上経過していることも確認しておりますので、非農地と判断するに止むを得ないものと考えております。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いします。</p>

議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。7番 加茂委員どうぞ。</p>
加茂委員	<p>7番 加茂です。地目変更後にこの土地をどのように活用されるのかお聞かせいただけますか。</p>
申請人	<p>地目変更後には農業用の倉庫として使用することを考えています。</p>
加茂委員	<p>農業用倉庫ということですが、申請者はこの近くで農業を営まれているのですか。</p>
申請人	<p>私、申請人の代理人ですが、申請人は現在袖ヶ浦市に住んでおりまして、袖ヶ浦で農業をしているだけでなく、ところどころ、いろいろな所で、他市で農業をしていると伺っておりますので、今回もそのひとつで、牛舎としてはもう2～3年前に使われておらず、屋根もあるので、農業倉庫として使うと私は聞いています。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>申請人は退室してください。</p>
申請人	<p>はい。ありがとうございました。</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
議長	<p>7番 加茂委員どうぞ。</p>
加茂委員	<p>7番 加茂です。</p> <p>先ほど申請者にも質問をさせていただいたのですが、牛舎ということで、この農業委員会でも何年前かに競売の申立ということで、議題に上がったことがございます。その時も、地元の方でもなく、近隣で農業をされてい</p>

	<p>る方でもないということで、今も聞きましたら、袖ヶ浦市でお住まいということでした。また、今後、農業用倉庫として利用し続けていくのか、はなはだ疑問でございますので、皆様のご意見を伺いたいと思ひまして討論とさせていただきます。</p>
議長	<p>今、加茂委員がおっしゃったことは、確か2年半ほど前に、競売でその資格があるかどうかの審査を行いました。その時に、かなり問題視されまして、反対と賛成が半々となり、議長が決することになり、当時の議長は賛成と決定をしました。従前は、まだ牛舎の中に牛がいましたが、いろいろと問題があつて、税務署に差し押さえられて、競売になりました。今回の申請人が資格ありと認められて、この土地を取得しました。農地は他にもありましたが、今回は牛舎の所について、非農地証明をいただきたいということです。非農地であることには間違いはありません。他に討論ありますか。</p> <p>3番 立石委員どうぞ。</p>
立石委員	<p>3番 立石です。この航空写真を見ると周りはほとんど農地に見えます。仮に許可してしまった場合、周りの農家に影響はないのでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらは農振農用地になっておりまして、ここで牧場に地目変更をしたとしても、農業用の活用しかできないと聞いております。何かを建てるといふ予定ではないので、すぐに何か建つということはありません。開発の相談はありませんが、仮に開発するにしても道が細かったりしますので、なかなか難しいものと考えております。</p>
議長	<p>他にありますか。8番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>8番 佐藤です。この航空写真は古いので載っていないのですが、この近隣で現在、点線で囲まれているところがメガソーラーになっています。ここもそのような開発が起こるのではないかと考えてしまいます。</p>
事務局	<p>そのメガソーラーが転用でやられたのかは分かりませんが、こちらの農地の種別は第1種農地になるので、通常の太陽光はできません。おそらく山林ではないかと思ひます。</p>
議長	<p>他にありますか。10番 立石委員どうぞ。</p>

立石委員	10番 立石です。記憶が定かではないのですが、当時、印西市に住んでいる方が購入したいということだったと思いますが、袖ヶ浦市というのはどういうことですか。
事務局	平成29年の9月に総会で諮っているのですが、その後、令和2年1月6日に印西市から袖ヶ浦市へ引っ越されています。申請人は八千代市内では尾崎にも農地を所有されており、そこらには何かを耕作しているというよりも、保全しているということで、栗の木が植えてある状況です。
立石委員	牧場の持ち主の畑なども申請人に渡ったということですか。
事務局	はい、そうです。
議長	他にありますか。9番 花島委員どうぞ。
花島委員	9番 花島です。地目は何に変わるのですか。
事務局	牧場と聞いております。
花島委員	けっこう広いですね。
事務局	トータルで1,858平方メートルです。
議長	他にありますか。12番 今井推進委員どうぞ。
今井推進委員	12番 今井です。袖ヶ浦市では農業に軸足を置いているのでしょうか。
事務局	今回の申請に対しては、先ほど会長からもお話がありましたが、農業として使えるのかというのは、私どもも疑問を持っているところはあるのですが、あくまで今回の申請は非農地証明ということなので、その観点からすると、現況は牧場として見ていくしかないということで、今回受け付けており、袖ヶ浦市で何をやられているかということは、確認しておりません。
今井推進委員	転売はできるのですか。
事務局	農用地に含まれているので、農用地を外してからでないとは基本的にはで



	<p>きないのですが、3条の申請があったときには、議論が必要になってくると思います。</p>
議長	<p>他にありますか。2番 黒崎委員どうぞ。</p>
黒崎委員	<p>2番 黒崎です。申請人は周りの畑も買われていたかと思うのですが、そこでしっかり農業をされているのでしょうか。</p>
事務局	<p>この牧場近辺ではなくて、別に尾崎という所で、保全管理の状態、一部栗の木が植わっています。</p>
議長	<p>いろいろと聞きたいことがたくさんあると思います。当時も印西市に住んでいて、距離もある中で、果たして通って農業ができるのか心配でした。先ほども申しましたが、最終的にギリギリの結論で、議長採決というかたちで認め、今に至っております。これからも申請人が農業用倉庫として使うと言っていますが、倉庫に何を入れるのか、その作物はどこで作っているのかと疑問はたくさんありますが、今回の申請は非農地である証明をいただきたいということなので、それについて審議をいただくということになりますので、賛成・反対の討論は結構ですが、質問はこのへんでやめたいと思います。討論ありますか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号について、申請のとおり原案を証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、多数であります。 よって、議案第1号については、原案のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>●議案第2号 農地法第5条の件、県許可分、 1番について、申請人にお越しいただいておりますので、入室願います。</p>

	<p>【1番 申請人入室】</p>
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（1番）
局長	<p>本件は、3月30日、地区担当の立石勝則委員、立石秀夫推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図2ページをご覧ください。島田込之内の畑2筆でやちよ農業交流センターの北西約400メートルに位置しています。土地利用計画図は次の3ページをご覧ください。</p> <p>申請理由は、市内で板金塗装の事業を行っている申請者が、中古車展示場及び車両置場を設置したいとするものです。</p> <p>土地の選定理由は、事業拡大のため中古車販売を始めようとしたところ、現在使用している自宅兼事業所が手狭であり、申請地であれば国道に面しており、スペースにもゆとりがあるため、事業に適していると判断し選定したとのことです。</p> <p>転用許可基準である立地基準は、まず農地区分については、当該地は、農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ヘクタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種農地及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断される土地です。</p> <p>第2種農地は許可基準について土地の代替性が問われますが、提出された申請書を確認したところ、申請地周辺において計画施設の条件に適した土地がなく、他の用地では転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、融資証明書で確認しています。転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はなく、妨げとなるものは確認できません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、申請地の北側及び東側に農地がありますが、申請地より高い位置にあるため、土砂の流出や日照・通風への影響はありません。</p> <p>工事中は、隣接地や道路に被害を及ぼさないよう、交通誘導員などを配置し安全に努めることを確認しています。</p>

	<p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。 説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。 立石秀夫推進委員どうぞ。</p>
立石秀夫 推進委員	<p>10番 立石です。 去る3月30日に現地調査を行いました。 現地は農地として、適切に管理されておりました。 また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で 検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用につい ては止むを得ないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p>
議長	<p>8番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>8番 佐藤です。質問いたします。中古車展示場にされたいということ ですが、今後の販売計画などはどのようにお考えでしょうか。</p>
申請人	<p>現在行っている事業で、車両置き場のスペースなどが不足している中で、 この度、中古車展示場をやってみようと考えました。また、古物商の許可 は得ておりますので、自動車販売は、許可が下りれば、準備ができる状況 になっています。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。12番 間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>12番 間野です。中古車展示場ということですが、ここに事務所などの 建物を建てる考えはありますか。</p>
申請人	<p>道路の反対側に事務所があるので、すぐに建てることはありませんが、 経営が軌道に乗れば、事務所建設も検討していきます。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。12番 今井推進委員どうぞ。</p>

今井推進委員	<p>利用計画書を見ると砕石敷と書かれていますが、砕石ですと、雨が降った後などで、車が汚れたりしませんか。</p>
申請人	<p>経営が軌道に乗れば、きちんとしていく予定ではありますが、とりあえずは、砕石ということで話を進めています。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。</p> <p>【1番 申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより議案第2号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の1番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の1番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。 次に、申請番号2番から44番は関連する案件であるため、一括して説明、審議及び採決を行います。 それでは、2番から44番について、申請人にお越しいただいておりますので、入室願います。</p>

	<p>【2番から44番 申請人入室】</p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（2番から44番）</p>
局長	<p>本件は、3月30日、地区担当の市川委員、黒澤推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図4ページをご覧ください。平戸後旧前の田186筆で神崎橋の南約400メートルに位置しています。造成計画平面図は次の5ページ、造成計画断面図は次の6ページを併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、埋立てによる農地造成で、事業計画の概要としては、平戸地区の水田に盛土を行い、かさ上げすることで、浸冠水被害や軟弱湿田の解消をはかるものです。すでに申請地の南西側の第1工区約4ヘクタール、第2工区約10ヘクタールの農地造成が完了しており、今回の申請が第3工区目となります。</p> <p>転用許可基準である立地基準は、まず農地区分は、当該地は農用地です。農用地は原則として転用の許可をすることができませんが、農地の埋め立て計画等について、農業委員会が市担当部局と、農業振興計画や水利計画等の支障について協議調整を行い、集团的及び継続的な利用の確保が認められると判断され、優良農地の埋め立て計画等について市長から意見書が提出されているものについては、許可をすることができるとされています。</p> <p>本件は令和3年4月1日付けで市長からの意見書を得ており、問題ないことを確認しております。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として転用行為に必要な資力は、本件は役員個人の融資により事業を行いますので、該当役員の残高証明書及び融資の確約書で確認しております。</p> <p>他法令の許認可事項は、千葉県土砂等の埋め立てによる許可申請を令和2年11月20日に、八千代市法定外公共物工事等施工承認申請を令和2年11月17日に、それぞれ行っています。</p> <p>また、申請地は印旛沼土地改良区に属しており、用水路工事について協議を行ったところ、令和2年7月17日に異存ない旨の回答を受けていま</p>

	<p>す。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、排水は、盛土施工後の排水路が、既存の排水路と同じ状態で使用できるように復旧し、既設の新川堤内の排水路に排水します。</p> <p>工事期間中には仮設道路の散水を行い、防塵対策を実施します。</p> <p>土砂の運搬は、千葉県特定事業残土条例、千葉県土砂運搬適正化要領、及び道路交通法を遵守し、残土の発生場所から所定の運搬経路を通り、厳正な安全運行を実施します。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>黒澤推進委員どうぞ。</p>
黒澤推進委員	<p>1 番 黒澤です。</p> <p>去る3月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は水田として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、浸冠水被害や軟弱湿田の解消を図る目的の一時転用になりますので、今回の申請について問題ないものと考えます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
議長	<p>13 番 齋藤委員どうぞ。</p>
齋藤委員	<p>13 番 齋藤です。盛土の施工方法と今後のスケジュールについて教えてください。</p>
申請人	<p>盛土の施工方法ですけれども、現在農地として稲作を主に作られており、まず表土を1メートルくらい取り出して、移動して、その後、穴のところに建設残土を受け入れて、所定の高さマイナス1メートルのところまで建設残土を入れます。その後、一度移設していた表土を戻して田んぼに戻すということでございます。工事の期間につきましては、許認可を受けて、3年以内ということで、許認可がいつ頃になるかということによって終わりの時期が変わります。工事の進め方は、第1第2工区と同じ手順に沿っ</p>

	<p>て進めていきます。以上です。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。案内図を見ると、空欄が2か所ありますが、これはなぜですか。</p>
申請人	<p>空欄がありますのは地区外といって、エリアに含めることができなかった所です。ひとつは、建設残土がその田んぼの上に置いてあって、今回のエリアに含めることができませんでした。これは528平方メートルあります。それから3筆が続けてあるのですが、ここにつきましては、地主様の許可を得ることができなかったもので、区域外というかたちをとらせていただきました。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。10番 立石委員どうぞ。</p>
立石委員	<p>10番 立石です。地区外の話が出ましたが、工事をしていくと、この除外地は周りが高くなって、池のようになるということですか。</p>
申請人	<p>除外地につきましては、周りをかき上げる。長手方向につきましては、のり面、道路と水路の方向については、山留をして道路敷、水路敷の確保をします。雨水の排水につきましては、降雨によって水が溜まらないように、水を集めて排水するという計画になっています。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。</p> <p>【2番から44番 申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより議案第2号の2番から44番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>

	<b>【「討論なし」の声あり】</b>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。          続いて採決を行います。          議案第2号の2番から44番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	<b>【挙手】</b>
議長	<p>挙手、全員であります。          よって、議案第2号の2番から44番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
局長	<p>今回のこの案件につきまして、県許可分ですが、県の常設審議委員会に諮問する案件となります。事前に相談している中で、現地調査を行いたいという申し入れがありまして、来週の火曜日、4月13日午後から常設審議委員会委員の現地調査を受けることになっています。現地調査には、会長と地元の黒澤推進委員の出席をお願いしておりますので、委員の皆さまにお知らせします。</p>
議長	<p>県の委員会が現地調査に来るとするのは、年に何回かあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>八千代市では7年ぶりです。</p>
議長	<p>13日に農業交流センターで行われるそうです。参考にしてください。</p>
議長	<p>●議案第3号 農地法第3条の件、          1番について、申請人にお越しいただいておりますので、入室願います。</p>
	<b>【1番 申請人入室】</b>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請者	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。</p>



	事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（1番）
局長	<p>本件は、3月30日、地区担当の吉橋推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図7ページをご覧ください。吉橋西の台の畑2筆で、睦橋の南西約260メートルに位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は、体験農園の開設をしたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。農作業常時従事要件は、従事日数が150日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は、現在の耕作面積は15,031.87平方メートルですので、すでに30アール要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>5番 安原委員どうぞ。</p>
安原委員	<p>5番 安原です。</p> <p>去る3月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>本件については、譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとするものです。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。11番 稲垣委員どうぞ。</p>

稲垣委員	11番 稲垣です。体験農業の件でお聞きしたいのですが、今後、体験農業をどのようなかたちで運営していくのか、計画などを説明してください。
申請人	地域の人達に体験農業ということで、私たちの行っている農作業の一環を体験していただいて、農業の楽しさを皆さんに味わっていただきたいと考えております。
稲垣委員	体験というのは、葉物野菜などの作物を栽培するための体験ということですか。
申請人	はい、小型品種が中心です。
議長	他に質疑ありませんか。10番 立石委員どうぞ。
立石委員	10番 立石です。申請者さんは、1町5反分ほどの農地を取得されておりますが、主に体験型の農業をしていらっしゃるのですか。
申請者	柱としては、このような体験農園が中心ですが、場所によっては、例えば八街市では、1町歩ちょっとありますので、さつまいもを一斉に植付をして地域の皆さまにさつまいも収穫体験をやっていきます。また、農家レストランを併設して、そこで採った野菜をお料理して出しています。
立石委員	作物を売買して収入を得るというよりも、作物を加工するなどして収益を得ているような農業をイメージすればよろしいですか。
申請者	そうですね。一時期は出荷などもしておりましたが、体験形式のほうが私たちには良かったので、こういうかたちにシフトしていきました。
議長	他に質疑ありませんか。 私からもひとつお聞きしたいのですが、今回吉橋で行うものは、区画が相当広いですね。そのひとつひとつの区画は、利用者に作物を作ってもらうわけですね。
申請人	はい、そうです。全くの初心者を対象としますので、鍬の持ち方から、野菜の作り方から、そういったものもすべて体験していただいて、できた野菜の喜びを味わっていただいて、それをお持ち帰りいただくというようなことを考えております。

議長	オーナーが作った作物を預かって販売するというよりも、自分で持ち帰る、いわゆる家庭農園のようなイメージでよろしいですか。
申請人	はい、そうです。
議長	駅から遠い場所ですが、利用者はどのように集める予定ですか。
申請人	この農園に関しましては、うちのホームページで利用者を募ります。
議長	既に他でやっている所は、ほとんど埋まっているような状況ですか。
申請人	結構埋まっている農園もあれば、ちょっと空いているところもあります。
議長	ちなみに利用料というのは、どれくらいですか。
申請人	吉橋の所で計画しているのが、1区画7坪くらいで、年間5万円程度です。
議長	他に質疑ありませんか。10番 立石委員どうぞ。
立石委員	10番 立石です。実は、今回の申請地の近くで、体験型の農業を展開しようという計画がありまして、非常に興味を持ちました。同じような農業を展開しようと考えているのですが、できればノウハウを教えていただきたいです。
議長	他に質疑ありませんか。7番 加茂委員。
加茂委員	個人でやっているのですか。
申請人	今のところ個人でやっています。いずれ大きくなっていけば、法人も考えなければと思っています。
議長	他に質疑ありませんか。12番 間野委員どうぞ。
間野委員	12番 間野です。交通は便利な所ではないので、車で来られる方が多いと思うのですが、駐車場は考えていらっしゃるのでしょうか。

申請人	はい、考えております。こちらの道路敷の所に、駐車場を農地転用して整備する予定です。
間野委員	農地法3条で取得した後すぐに、農地法4条で駐車場に転用することは可能ですか。
事務局	事務指針上、農地法3条で取得して3年間は1作ずつ作付しないと転用できないという規程があるのですが、県の本課の方に確認をとりまして、農業用の事業であれば、これには該当しないということでした。
間野委員	分かりました。
議長	他に質疑ありませんか。12番 今井推進委員どうぞ。
今井推進委員	12番 今井です。八街市などでもやっつけらっしゃるということですが、お二人でやっているのですか。
申請人	従業員を雇っています。パートも含めると7～8人います。
今井推進委員	申請人が指導してやってらっしゃるのですか。
申請人	私が指導するときもありますし、私が行けないときは従業員を指導する者もおります。講習会を開いたり、新規に採用した方には個別で教えて指導員になってもらい、皆さんが作付けしている所を回って、手取り足取り教えてもらっています。
今井推進委員	八街市では1か所になるのですか。
申請人	この形態はまだ何区画かだけでして、八街市の場合は、やり方を教えるというよりも、さつまいもの収穫体験というかたちです。
今井推進委員	7坪で5万円というようなやり方ではないということですか。
申請人	区画割はしておりません。幼稚園や学校、ファミリー単位で秋の収穫のときにいくらという形態です。

今井推進委員	もう一つお伺いしたいのですが、売り上げ的には、従業員を雇って、給料を払って自分たちの生活が成り立つくらいのもものは得られるのですか。
申請人	まだまだ少ないですが、他に兼業で別の職業でやっているものもあるので、併せてやっています。
今井推進委員	将来的にはもっと規模を拡大していく方向ですか。
申請人	できればそうなっていけるようにしたいです。
今井推進委員	法人化なども考えていらっしゃいますか。
申請人	そのようなこともしていきたいと考えておりますが、まだ農業系法人について、詳しく調べていない状況です。
議長	他に質疑ありませんか。9番 花島委員どうぞ。
花島委員	9番 花島です。今、質問に出ました他の職業ということですが、多角経営と考えられるのですが、どちらが主にやってらっしゃるのでしょうか。
申請人	今、私自身は半分半分です。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。申請人は退室してください。
	【1番 申請人退室】
議長	これより議案第3号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。

	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第3号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>●議案第4号 農用地利用集積計画審議の件、 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1番）</p>
局長	<p>お手元の資料で右上に「別紙1」と書いてあります、令和3年第4回総会議案第4号案内図の1ページをご覧ください。</p> <p>本件の場所は佐山池の下の田3筆で、秀明大学グラウンドの北東約220メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定です。期間は5年です。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃貸借の賃料は、1反あたり米45キログラムです。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は250日となっており、150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
次長	<p>議案朗読（2番）</p>
局長	<p>続きまして、案内図の2ページをご覧ください。</p> <p>本件の場所は佐山邊田の田2筆で、佐山橋の南西約40メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定です。期間は5年です。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、年間米7俵です。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はあ</p>

	<p>りません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
次長	<p>議案朗読（3番）</p>
局長	<p>続きまして、案内図の3ページをご覧ください。</p> <p>本件の場所は神久保菖蒲谷津及び島田台木戸場の畑2筆で、睦北保育園の北約20メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は、使用貸借権の再設定です。期間は1年です。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。これより議案第4号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p>

議長	<p>よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>●議案第5号 八千代市農業委員会活動の点検・評価及び活動計画等の策定の件、事務局より概要の説明を願います。</p>
局長	<p>本件は、農業委員会法第37条及び「農業委員会事務の実施状況等の公表について」により、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されており、前年度の活動に対する自らの点検・評価と、今年度の目標とその達成に向けた活動計画を取りまとめて、市のホームページ等にて公表することとなっています。</p> <p>そのため、今総会において令和2年度の活動の点検・評価と令和3年度の活動計画の立案を行います。</p> <p>なお、公表については、承認いただいた後、6月末までに行う予定としております。</p> <p>具体的な内容について担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>配布資料の確認を行います。</p> <p>本日配布しております資料で、右上に「別紙2」と書かれた冊子を使用します。令和3年度八千代市農業委員会活動計画が12ページまでのもの。その後ろにA4サイズの両面一枚で、令和3年度農業委員会年間活動スケジュールを添付しております。</p> <p>配布漏れはありませんでしょうか。</p> <p>それでは内容について説明いたします。</p> <p>まず、1ページ目の「令和3年度八千代市農業委員会活動計画」をご覧ください。Ⅰの「基本方針」は昨年度と基本的に変わりありませんが、Ⅱの「本年度の重点項目」としては、「人・農地プランの実質化に向けた地域活動の推進」とさせていただいております。</p> <p>次に、2ページをお開きください。2ページから9ページまでは「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」になります。こちらは、令和2年度の活動計画に対する点検及び評価になります。</p> <p>2ページのⅠ「農業委員会の状況」（令和2年3月31日現在）については、令和2年度の活動計画を定めた際の数字です。</p> <p>3ページをお開きください。</p>



こちらは、Ⅱ「担い手の農地利用集積・集約化」の項目となります。

3 ページ中ほどの、2 「令和2年度の目標及び実績」については、目標 257.40 ヘクタールに対し実績が 278.44 ヘクタールで、うち新規実績は 31.04 ヘクタール、達成状況は 108.17 パーセントとなっております。この数値につきましては、農政課から提供されたものを使用しております。

3 の「目標の達成に向けた活動」については、12月から1月にかけて農地台帳調査時に所有農地に対する意向調査を行いました。1月からはその意向調査を基に利用集積可能な農地の集計を行っております。

4 の「目標及び活動に対する評価」については、令和2年度の目標は達成されましたが、引き続き集積・集約化を進めていく必要があるため、記載のとおりとしたいと考えております。

4 ページをお開きください。

Ⅲ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について、こちらの数値には親元就農や法人の雇用就農は含まない、純粋な新規就農者のみがカウントされます。

一番下の4「目標及び活動に対する評価」をご覧ください。

令和2年度の目標及び実績については、目標の3経営体に対し、8経営体の新規参入がありました。この新規就農には、令和2年1月に行った3条許可の要件である下限面積の見直しが大きく貢献しております。

5 ページをお開きください。

Ⅳ「遊休農地に関する措置に関する評価」について、2の「令和2年度の目標及び実績」については、解消目標5ヘクタールに対し、解消実績は0ヘクタール、実際は1.68ヘクタールの増加でした。解消された面積の大きい地域もありましたが、それ以上に増加した地区があったため、実績は0となります。

令和3年度においては遊休農地の減少に向け、農地の利用調整に、より一層の尽力が必要と思われまます。

6 ページをお開きください。

Ⅴ「違反転用への適正な対応」について、実績については、既存の違反転用については、違反状態を解消できませんでした。さらに、令和3年2月に新たに違反転用が発見され、0.22ヘクタールの増加となり、全体で0.39ヘクタールの違反転用面積となりました。

新たな違反転用については、3月に口頭で指導を行い、是正を図っております。

違反状態になってから早期に対応できたため、是正に向けて、順調に進んでおります。

7 ページをお開きください。

VI「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について、1の「農地法3条の基づく許可事務」は26件ありました。2の「農地転用事務」は県許可案件の件数で13件ありました。

8ページをお開きください。

3の「農地所有適格法人からの報告への対応」は、11法人中、報告済みが11件、督促を行った法人が0件です。

4の「情報提供等」については、記載のとおりとなります。

9ページをお開きください。

意見書については、農業者へのアンケート調査等で要望の多かったものを取りまとめ、昨年10月、八千代市長へ提出しました。

VIII「事務の実施状況の公表等」については記載のとおりです。

以上が、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の説明となります。

続いて10ページをお開きください。

10ページから12ページまでは、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」になります。

I「農業委員会の状況」について、1の「農家・農地等の概要」につきましては、先ほどの昨年度の点検評価と同じく、主に2015年の農林業センサスの値を使用しております。2020年に農林業センサスの調査があったのですが、確定値がまだ公表されていないため、2015年のものを使用しています。

また、管内の農地面積は、国による市町村別の作付面積統計における耕地面積、遊休農地面積は、令和2年度に実施した利用状況調査により把握した遊休農地面積となっております。

2の「農業委員会の現在の体制」については、令和2年7月に改選があったため、記載のとおり的人数となりました。

11ページをお開きください。

II「担い手の農地の利用集積・集約化」について、まず、1の「現状及び課題」について、管内の農地面積は829ヘクタールで前述の耕地面積の数値であります。これまでの集積面積は278.44ヘクタール、集積率は33.59パーセントとなっております。

また、2の「令和3年度の目標」は、288.44ヘクタールで、うち新規実績を10ヘクタールとしております。これは前年度の実績をふまえて設定しております。

活動計画は、農地の利用集積・集約化を促進するため、農政部門と連携しながら、地域の担い手の明確化に向けた意見集約を図りたいと考えております。

次にⅢ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

1の「現状及び課題」ですが、元年度は1経営体の参入でしたが、2年度は8経営体の新規参入がありました。

2の「令和3年度の目標」は3経営体です。2年度の結果を考慮しつつ設定しております。

活動計画は、「随時、新規就農希望者からの相談に対応」としております。

12ページをお開きください。

Ⅳ「遊休農地に関する措置」について、1の「現状及び課題」については、管内の農地面積は、前述の耕地面積と利用状況調査で把握された1号遊休農地の合計面積で918.49ヘクタール、遊休農地面積は、その調査で把握された1号及び2号遊休農地の総面積で115.58ヘクタールとなります。農地面積に対する遊休農地面積の割合は、12.58パーセントでした。

2の「令和3年度の目標及び活動計画」は遊休農地の解消面積の目標を5ヘクタールとしております。

考え方としては、2年度の解消実績がないため、昨年の目標を引き継ぐことにいたしました。

その下の、「活動計画」につきましては、利用状況調査の実施が予定されております。調査員数については34人で、農業委員及び推進委員、農政課担当職員、事務局担当職員の合計の数となります。

例年どおり、利用状況調査の取りまとめを11月に行い、農地の利用意向調査を12月から1月にかけて行う計画としております。

Ⅴ「違反転用への適正な対応」について、1の「現状及び課題」について、「現状」は、違反転用面積が昨年度解消されなかったことに加え、新たに違反転用農地が発見されたため、0.39ヘクタールとなります。「課題」については、農地違反転用に関する周知を行うとともに、定期的なパトロールが必要である。また、違反者に対し、関係部署と連携し、改善に向けた活動を行う必要があるとしています。

2の「令和3年度の活動計画」は、県や関係各課合同で違反転用パトロールを実施するほか、農業委員会だより等による農業者への周知、定例現地調査に併せて周辺農地のパトロールを行うこととしたいと考えております。なお、違反者に対しては、関係部署と連携して改善に向けた活動を行うこととしたいと考えております。また、先ほどもお話ししたとおり、違反状態になってから日の浅いものは、口頭での指導でも是正される可能性が高くなります。委員の皆さまにおかれましても、担当地域内で違反転用の疑惑があるものについては、事務局までお知らせください。

以上が「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の説明となります。

最後に、「令和3年度農業委員会年間活動スケジュール」をご覧ください。  
「1. 法令に基づく必須の業務」について、昨年度から大きな変更はありません。

①から③の農地の権利移動、転用審査、いわゆる農地法3条、4条、5条の許可と農地等の賃貸借の解除については、締切日が毎月25日頃、④の違反転用のパトロールについては、毎月の現地調査を兼ねて実施するほか、県職員と合同でパトロールを行います。

「2. 法令に基づく任意の業務」について、「①農業委員会だより」は、11月と3月の2回発行を予定としています。「②農業委員会ホームページ」は総会のお知らせや議事録の公開など随時更新を行っていきます。

「3. 関係行政機関に対する農業委員会の意見の提出」、「(1) 意見書策定」については、9月頃に市長へ意見書を提出する予定となっております。手法や時期について意見書策定委員会で検討いただいた上で最終決定とさせていただきますと考えています。

「4. その他」、「(1) 総会に関する事」、定例の現地調査や総会開催について、具体的な日付を掲載しておりませんが、3月の総会でカレンダーをお配りしておりますので、日程についてはそちらを参考をお願いします。

原則として、毎月の末日前後に現地調査、翌月の7日前後に総会を設定しております。

「⑤農業者年金の加入推進活動」については、4月から1月中旬にかけて、通年で戸別訪問を行っていく予定となっております。

「(6) 会議・研修への参加」につきましては、主催者側から正式な通知が来ていないものについては、おおよその時期を示しております。コロナの影響もありますので、中止等の動きがあるかと思われます。スケジュールの調整を何卒よろしく申し上げます。

「(7) 人・農地プランの実質化に向けた地域活動の推進」につきましては、今年度中の実質化、公表を目指しております。農業委員会と農政課の連携が必要となりますのでご協力をお願いいたします。

以上で議案第5号の説明は終わりなのですが、この計画は、6月末に県に報告することになるのですが、内容にボリュームがあつて、昨年7月に委員になられたばかりの方もいらっしゃるのでは、今回説明させていただいた内容について、次回の総会に諮らせていただきたいと思いますと考えております。本日説明した内容等について、意見などございましたら、4月20日(火)までに事務局へ電話・FAX等でお寄せいただければと思います。以上です。

議長	<p>今、事務局から最後に説明があったとおり、法律に基づいて毎年作成し、県に提出することになっているのですが、毎年、見ていただいている委員さんもいらっしゃいますが、新しく委員になられた方もいらっしゃるので、来月の総会に継続審査というかたちを取りたいと思います。持ち帰っていただいて、聞きたいことがあれば20日までに事務局へお寄せください。折角説明をいただいた直後ですので、今時点で皆さまから質疑あれば受けたいと思いますので、よろしく願います。いかがでしょうか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>ないようですので、今月の20日までに意見がありましたら事務局へお願いしたいと思います。採用できるものがあれば、この中に組み込んで、次回策定したいと思います。</p>
議長	<p>●報告第1号 会長決裁事項の報告について、 農地の転用事実に関する照会の件、 事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番及び2番）</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【質疑なしの声あり】</p>
議長	<p>質疑なしということで、私も現場を事務局と一緒に見に行ったのですが、1番の公共施設用地というのは「少年自然の家」です。「少年自然の家」が廃止されるということで土地が地主に返されます。元は農地だったのですが、現況は「少年自然の家」の庭のようなかたちで使われており、非農地であるという判断をしているところでもあります。2番の上高野については、非常に荒れた農地で長い間、手が入っていないようでした。所有者も埼玉県の方で、ほとんど来たことがないようで、恐らく上高野に親が住んでいて、その相続で取得されたのではないかと思います。実際管理することは不可能で、荒れ放題になっていて、現地を見たところ、非農地扱いをしたのは一番下の一筆だけで、木が生えていて山林化していました。ただ、他の手前の部分については、農地として評価せざるを得ないということでこのような結果になりました。地元の委員さんも見られましたよね。</p>

事務局	1 番については、今井推進委員，2 番については、黒崎委員に、会長と別の日に見ていただいております。
議長	地元委員としても、見ていただいているのですね。では、この結果でよろしいですね。
今井推進委員	はい。
黒崎委員	はい。
議長	わかりました。では、質疑なしと認め、質疑を終わります。
議長	●報告第2号 会長決裁事項の報告について、 農地法第18条の件、 事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明（1 番から5 番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	【質疑、「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第2号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	●報告第3号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第4条届出書の件、 事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明（1 番から3 番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
申請人	【質疑、「質疑なし」の声あり】

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>●報告第4号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第5条届出書の件、 事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番）</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【質疑、「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。報告第4号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>その他としまして、3月18日に開催された、令和2年度第4回八千代市環境審議会に間野委員が出席されましたので、間野委員から報告願います。</p>
間野委員	<p>環境審議会に出席させていただきましたのでご報告させていただきます。令和2年度に4回審議会を開催しまして、その内容については、市の素案が示され、それについて審議しました。答申については、市の委員の意見を加え、答申をすることになりまして、素案について、議案のとおり決しましたけれども、それについて審議会で意見を添えて提出するということになりましたので、4点ほどありますので、読ませさせていただきます。</p> <p>1点目として、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す脱炭素社会の実現に向けて、市民の生活や企業の事業活動における化石燃料の消費を抑制し、エネルギー利用を効率化するとともに、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー等の積極的な活用を進めること。2点目として、本市の特徴的な自然である谷津・里山を市民、土地所有者、事業者、市が協働して保全・再生する事業を進めるとともに、谷津・里山の持つ多面的な機能や価値を活用する事業を実施すること。3点目として、市民・事業者の環境に対する関心・理解を深めるため、環境学習・環境教育の充実を</p>

	<p>図り、次世代に良好な環境を引き継ぐことのできる環境にやさしい人づくりを推進すること。最後に、4点目、地球温暖化対策については、国や千葉県などの動向把握に努め、変化があった場合には、速やかに協議して本計画の改定を行う。特に、令和3年3月2日に閣議決定された、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が国会にて成立した場合には、速やかに改正法への適合について協議し、必要な改定を行うこと。以上4点を素案に付しまして、答申するという事で決定しました。</p>
議長	ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。
議長	9番 花島委員どうぞ。
花島委員	9番 花島です。4点の説明の中で「再生可能エネルギー」という言葉がありました、具体的にどういったものですか。
事務局	「再生可能エネルギー」というのは、例えば太陽光を使ったソーラーで発電したり、千葉県では考えにくいのですが、温泉があるようなところでは、地熱といいまして温泉の熱を使うとか、銚子市では大きなプロペラを使って、風からエネルギーを生み出しているというものが、再生可能エネルギーと呼んでいるものがございます。
花島委員	わかりました。
議長	<p>話に出ましたエネルギー問題などについて、余談ですが、八千代市で第5次総合計画が4月1日からスタートしました。私が昨年、策定メンバーとして参加した農業振興計画についても、一部が総合計画の農業部門として抜粋されて掲載されていました。皆さまも興味ありましたら市のホームページなどでご覧ください。それでは、間野委員ありがとうございました。</p> <p>次に、令和2年度第3回意見書策定委員会が開催されましたので、市川委員長から報告願います。</p>
市川委員	意見書策定委員会の市川です。去る3月8日農業委員会総会終了後に令和2年度第3回意見書策定委員会を開催しました。議事内容は意見書に対する回答の内容の評価についてです。まず評価できるポイントについてですが、配分には至りませんでした。有害鳥獣対策に対する補助の予算を要求した点については評価できると思われ。評価できない点についてですが、全体を通して、昨年の回答と似た内容が目立ちました。また予算



	<p>決議に至ったものがないため、こちらの要望が反映されたとは言い難く、評価できるものではないという結論になりました。5月の総会后に令和3年度予算について、農政課から説明をいただきたいと考えております。3年度の意見書策定についてですが、新規事業の創設は、ハードルが高いと思われるため、既存事業の予算額の増額を求めていく方針で進めていくこととなりました。今後話し合いを行い、9月の意見書提出を目指して活動していきたいと思っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、意見書策定委員会より報告がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。 市川委員長ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、令和2年度における遊休農地対策委員会の活動について、遊休農地対策委員会の加茂委員長から報告願います。</p>
<p>加茂委員</p>	<p>遊休農地対策委員長の加茂でございます。島田台の遊休農地について、3月23日対策委員会の活動として、活動を行わせていただきました。対策委員と事務局の職員で、草刈り、ゴミ拾い等を行いました後に、数日後にトラクターで耕うんをいたしました。しかし、かなり屑が入っており、トラクターをかけた後も、まだ残っている状態で、すぐに種まきができる状態ではありませんが、今後、5月、6月頃、様子を見ながら、耕うんを続けていきたいと思っております。この農地に関しましては、新規就農者への貸し付けが最終的な目標になりますので、就農希望者等情報ありましたら、情報の提供をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、遊休農地対策委員会より報告がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。 加茂委員長ありがとうございました。</p>

議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員及び推進委員の選挙運動の禁止について</li> <li>○立入調査時身分証明書ケースの配付について</li> <li>○農業委員会活動記録簿の回収について</li> <li>○議案書及び現地調査結果報告書について</li> <li>○次回の総会について</li> </ul> <p>5月7日（金）午後1時30分から 市役所 旧館4階 第2委員会室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○次回の現地調査について</li> </ul> <p>4月27日（火） 担当委員：將司委員，加茂委員 午後1時15分に事務局へ集合</p>
議長	<p>以上で令和3年第4回総会を閉会します。</p>